

手数料見直し検討会 報告書

平成 1 1 年 3 月 2 4 日

手数料見直し検討会

手数料検討の基本的方針

行政改革大綱の趣旨を受けて、住民間の公平性の確保、受益者負担の原則、財政運営面からの適正収入の確保及び他の自治体との均衡等を考慮しつつあきる野市手数料の適正化を図るものとする。

手数料とは

「手数料」は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金である。「特定の者のためにする事務」とは、身分証明、印鑑証明、公簿の閲覧等一私人の要求に基づき主としてその者の利益のため行う事務であることを用件としている。専ら普通地方公共団体自体の行政上の必要のためにする事務については、手数料は徴収できないとされている。

手数料は大別して二種あり、ひとつは、普通地方公共団体の事務につき徴収する手数料、他は、普通地方公共団体の長又は委員会がその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき徴収する手数料がある。

今回の見直しに当たっては、前者の地方公共団体の固有事務の手数料を見直しすることとする。

検討対象手数料

検討する手数料は、前述のとおり下記の手数料とする。

1. あきる野市事務手数料条例に列記の諸証明手数料

印鑑証明書

印鑑再登録

住民票

住民票閲覧

外国人登録済証明書

その他市民課の証明（埋火葬許可証の写し、不在住証明書、不在籍証明書、記載事項証明書）

他課の証明（家屋取壊し証明書、営業証明書、市道証明、地籍調査成果証明、その他）

身分証明書

附票の写し

公図・公簿の写し

公図・公簿の閲覧

土地・家屋評価証明

課税証明書

納税証明書

2. あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に列記の諸処理手数料

ごみ処理手数料

し尿処理手数料

動物の死体処理手数料

手数料の算定の考え方

手数料の金額は「当該事務に要する経費」と「当該役務の提供から受ける特定の者の利益」の二つの要素を勘案して定められる。

手数料を算定するに当たって、手数料の性格により二つの要素のうちどちらのウェイトが高いかはそれぞれ異なっている。また、二つの要素のうち「事務経費」（当該事務に要する経費）は原価計算が可能であるが、「特定の者の利益」の要素については定量的な推定が非常に困難であるという要因をもっている。

このような中で、今回検討する手数料決定のイメージを次ページのように定める。手数料決定の要因として一般事務手数料及びごみ・し尿処理手数料の算定については原価計算可能な事務経費を中心とし、閲覧手数料については「特定の者の利益」を手数料決定の主要因とすることが妥当であると考える。

「事務経費」（当該事務に要する経費）は、原価計算書（資料参照）により算出することとする。その中で、前ページの1の事務手数料（閲覧手数料は除く。）は、職員が手続をする経費とそれに係る事務上の経費が中心となる。また、2の処理手数料は、委託処理経費及び一部事務組合への負担金が大きな部分を占めている。そのため、「当該事務に要する経費」を算定するときの手法は、それぞれの性格の違いがあるので事務手数料と処理手数料でそれぞれ別の手法を採る必要がある。今回の手数料の算定に当たっては、

- (1) 事務手数料は： 事務手数料原価計算書を使い当該事務に要する経費より算出する。

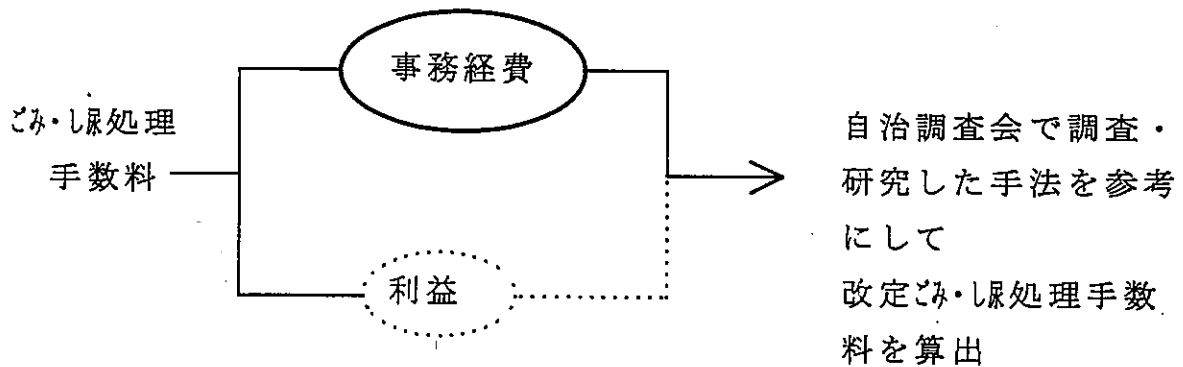
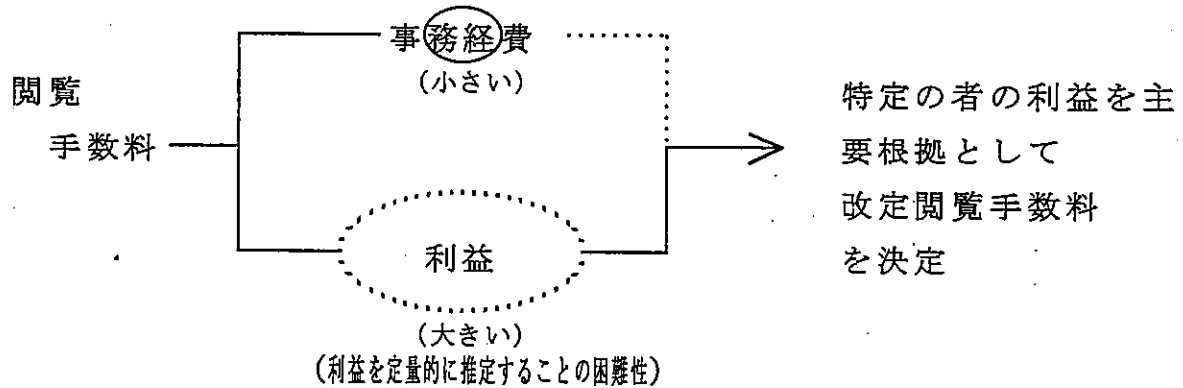
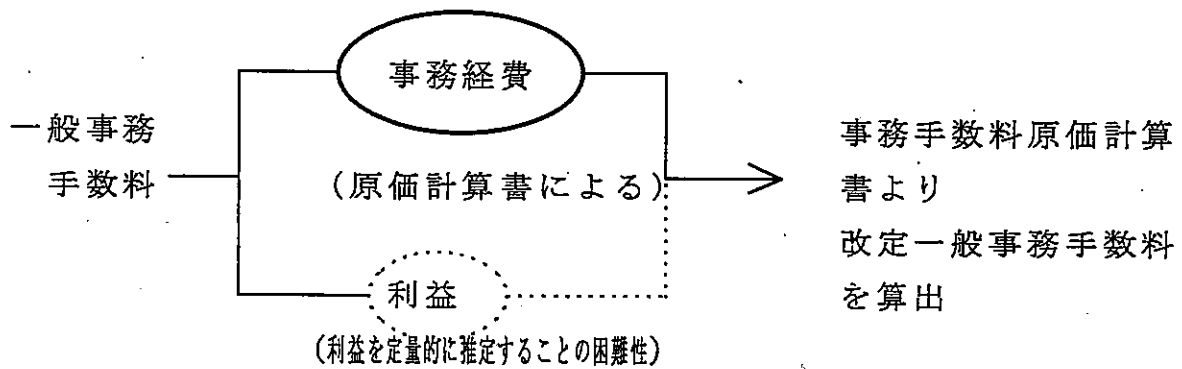
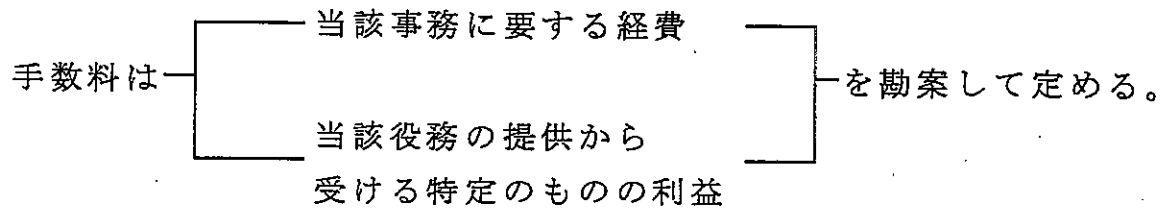
事務手数料の

うち閲覧にか

かる手数料は： 「当該事務に要する経費」より「当該役務の提供から受ける特定の者の利益」のウェイトが高いと思われるので特定の者の利益を主要根拠として手数料を検討して算出する。

- (2) 処理手数料は： 自治調査会で調査研究した手法を参考にし算出する。

手数料決定のイメージ



前述の手数料算定の考え方に基づき各手数料の具体的算定方針を以下のように定める。

事務手数料の算定方針

原価計算により事務手数料を算定した結果、現在の手数料条例で同一の範ちゅうに分類されるものでもかなりの原価の違いが出てきている。特に人件費のウエイトが原価手数料に大きく影響していることがわかる。電算処理できるようなものは短時間で事務処理ができその結果原価が低額になっている。一方電算処理できないようなものは職員が関わる時間が多く比較的原価が高い値を示している。

しかしながら、市民の立場からすると、原価が異なっても類似の証明書の発行等は同じような価格を一般的には期待している。そのため当検討会としては、同類の手数料間の関連性については著しく手数料が異ならないように配慮して手数料を決定する。

また、原価と現手数料との開きが大きいものと、比較的小さいものが生じている。原価と現手数料との開きが大きいものをその額にまで引き上げようとすると市民負担が急激に増え望ましくない状況が発生する可能性がある。そのため、当検討会としては市民負担の激変を緩和するためにその引上げ額の上限率を定めることが必要と考える。上限率の設定に当たっては、既定の手数料の性格を勘案し適切な上限率（現行手数料の2.0倍）を設定する。

さらに、他市の手数料との比較においての問題点がある。地方分権によりそれぞれの自治体の独立性がますます進んでおり、基本的にはその市独自で決定すべき性格のものである。しかしながら、同類のサービスを受けるに当たって他市と手数料が著しく異なることは市民の立場からすると割り切れない側面もある。そのため、当検討会としては、他市との手数料との比較において、市の独自性も確保しつつ、他市の手数料と著しく違わないように26市の手数料の上限を超えない範囲内で手数料を決定する。

閲覧手数料の算定方針

多くの事務手数料が原価計算により事務に要する経費を算出し手数料を検討することができる中、住民票、公図・公簿の閲覧については事務に要する経費は少なく、閲覧したデータから得られる利益が手数料決定の大きな要素となっている。

その利用実態も営業目的に使用されると思われるものが大部分である。

この受益の算定に当たっては、その受益を定量的に推定する方法は確立されてない。そのため、当検討会としては、他市の例等を参考にしながら決定していく。また、関連する証明発行手数料との関係にも配慮しながら決定していくこととする。さらに、公簿・公図の閲覧については、本来登記所で閲覧すべきであることから、登記所の閲覧手数料も参考としながら決定していくこととする。

処理手数料の算定方針

事務手数料の原価算定については、一件毎に事務量を算出し手数料原価を算出したが、ごみ・し尿処理手数料の原価計算については一件毎の算定は不可能なため全体処理量より単位（kg、ℓ）当たりの単価を計算する方式を採用する。その手法については、自治調査会の研究成果を参考に検討を行う。ただし、動物の死体処理については、個別に原価を算出できるため別途原価を計算する。

ごみ処理手数料のうち、営業ごみの手数料については現在定額領域と従量料金の組み合わせで構成されているが、本来営業ごみは自己処理が原則であり受益者負担の原則から考えると原価に対する負担率は高く設定すべきと考える。当検討会としては、このような考え方に基_づき負担バランスの適正化に向けて特に定額設定の部分に注目して検討する。

改定手数料

当検討会としては、前述の手数料算定の考え方、原価計算をもとに、同類手数料間の関連性、急激な値上げに対する激変の抑制、他市の手数料とのバランスを考慮し、次表のとおり改定手数料とする。

さらに、現行条例と整合性を図り手数料の新旧対照を示す。

なお、ごみ処理手数料については、改定の程度を理解しやすいようにグラフを添付する。

(単位：円)

事務処理手数料改定一覧

項 目	現行手数料 A	人件費	減価償却費	賃金・旅費	印刷製本費	委託料	その他	手数料原価 B	上昇率 C=B÷A	上限改定率 D	算定手数料 EX1	他市の最高額改定手数料 ※2	備考
印鑑証明書	150	356	0	0	10	21	3	390	2.6	2.0	300	200	
印鑑再登録	100	594	0	0	33	152	14	793	7.9	2.0	200	300	
住民票	150	238	0	0	9	13	3・4	264	1.8	2.0	200	200	
外国人登録簿	100	297	0	0	16	0	4	317	3.2	2.0	200	350	
埋火葬許可証の写し	100	119	0	0	21	0	125	265	2.6	2.0	200	200	
不在住証明書	100	119	0	0	60	18	21	218	2.2	2.0	200	200	
不在籍証明書	100	238	0	0	109	0	0	347	3.5	2.0	200	200	
記載事項証明書	100	475	0	0	2	13	0	490	4.9	2.0	200	200	
家屋取壊し証明書	100	594	0	0	0	0	0	594	5.9	2.0	200	200	
営業証明書	100	178	0	0	8	17	3	206	2.1	2.0	200	200	
市道証明書	100	297	0	0	0	0	0	297	3.0	2.0	200	200	
地積調査証明書	100	891	0	0	40	0	0	931	9.3	2.0	200	200	
身分証明書	100	297	0	0	14	0	5	316	2.0	2.0	300	200	
附票	150	297	0	0	12	0	5	433	2.1	2.0	400	300	
公図・公簿の写し	200	416	0	0	12	0	18	921	1.2	2.0	900	900	
〃 (A1)	800	891	0	0	12	0	18	921	1.2	2.0	900	900	
土地証明書	150	238	0	0	18	12	9	277	1.8	2.0	200	200	
5筆まで	30										40	40	
1筆追加ごと													
家屋証明書	150	178	0	0	31	13	10	232	1.5	2.0	200	200	
3筆まで	30										40	40	
1筆追加ごと													
課税証明書	100	178	0	0	9	13	2	202	2.0	2.0	200	200	
納税証明書	100	238	0	0	15	13	0	266	2.7	2.0	200	200	
奥書・奥印及び捺印	100	297	0	0	4	0	0	301	3.0	2.0	200	200	
住民基本台帳の閲覧	150円(30分以内)	300円(30分以内)										500円(30分以内)	400円(30分以内)
公図・公簿の閲覧	100円/月											300	200

※1 Eは、C、Dのうち小さい方の率をAに乘じ、端数を切捨て100円単位で表示した手数料

※2 改定手数料は、算定手数料に他市の状況及び他の使用料との関連性を勘案して定めた手数料

事務手数料新旧対照表

事 項	単 位	現行手数料	改定手数料
1 住民票、戸籍の附票等の写しの証明	1 件	150円	200円
2 住民基本台帳の閲覧	1人1回 (30分以内のもの)	150円	200円
	1人1回30分を超 えるもの30分につき	300円	400円
3 印鑑登録証の再交付	1 件	100円	200円
4 印鑑証明	1 件	150円	200円
5 身分又は資格に関する証明	1 件	100円	200円
6 死亡、死産又は埋火葬に関する証明	1 件	100円	200円
7 土地又は建物に関する証明、ただし、土地は5 筆までを、建物は3棟までをそれぞれ1件とし、 1筆又は1棟を増すごとに30円を増徴する。	1 件	150円	200円 1筆1棟毎40円
8 市税その他諸収入金に関する証明	1 件	100円	200円
9 公簿又は図面の閲覧	1人1回 (30分以内)	100円	200円
10 公簿、公文書及び公図の写しの交付	B4判1枚	200円	300円
	A1判1枚	800円	900円
11 願書又は届書に対する奥書、奥印又は証明	1 件	100円	200円
12 その他諸証明	1 件	100円	200円

一般廃棄物処理手数料改定一覧

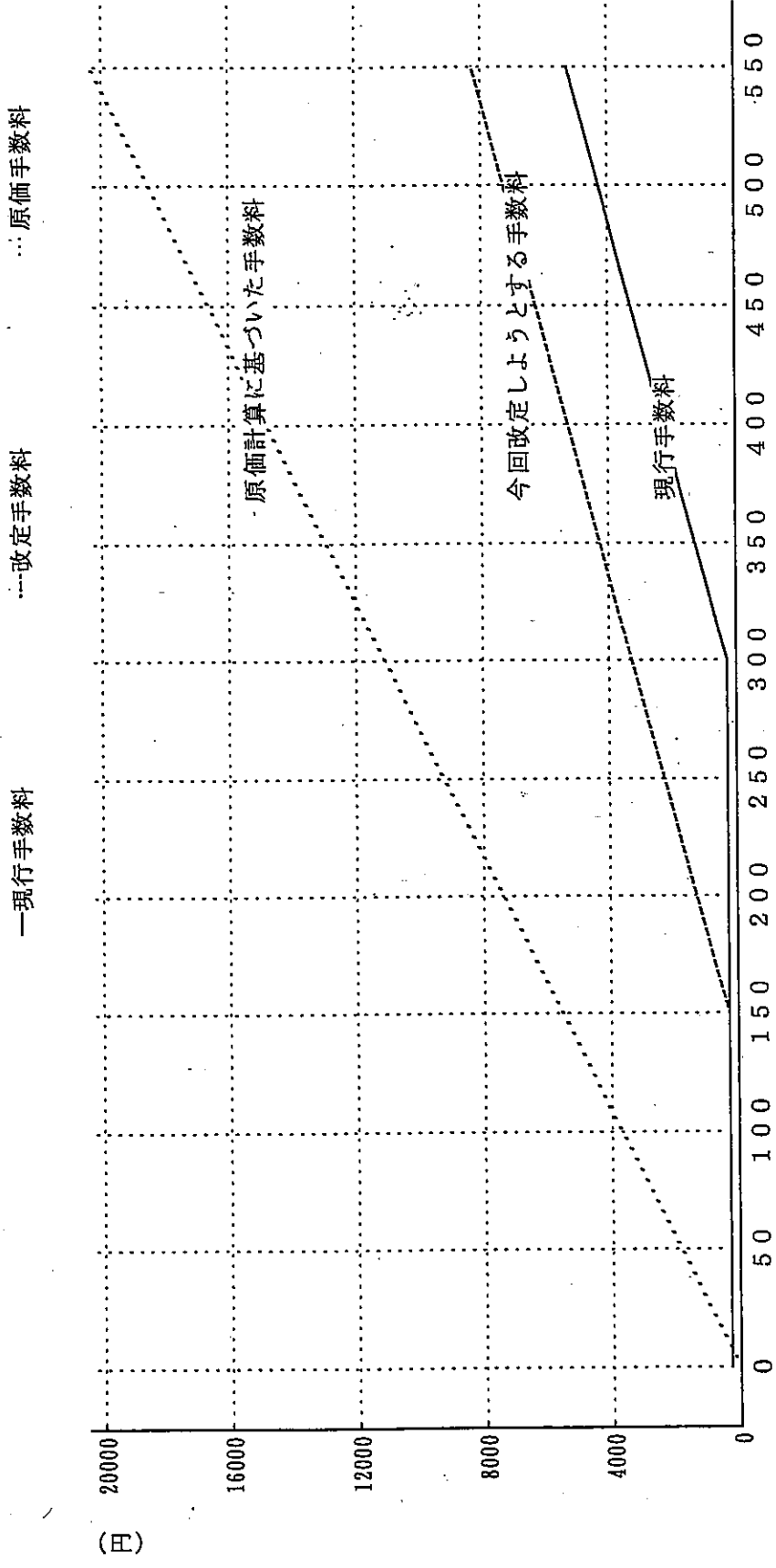
項目	現行手数料 A	人件費	委託料	負担金補助 及び負担金	手数料原価 B	上乗率 C=B÷A	上乗率 D	算定手数料 E ※1	他市の最高額	改定手数料 ※2
ごみ関係										
営業ごみ										
可燃	排出量が月平均 ※3重量で算定 300kg以内のとき 月300円 しがたいとき 300kg超の時期は 1kgにつき 20円 2,000円	1円/kg	10円/kg	21円/kg	32円/kg	/	/	/	40円/kg	排出量が月平均 ※3 150kg以内のとき 月300円 150kg超の時期は 1kgにつき 20円
不燃 (有害含む)		1円/kg	12円/kg	34円/kg	47円/kg					
資源		1円/kg	12円/kg	26円/kg	39円/kg					
粗大ごみ	1kgにつき20円	17円/kg	23円/kg	58円/kg	98円/kg	4.9	1.5	30円/kg	40円/kg	30円/kg
動物死体	1件につき1,500円	891円/件	1,350円/件	0円/件	2,241円/件	1.5	2.0	2,200円/件	5,000円/件	2,200円/件
し尿関係										
事業所	360につき170円					3.6	1.5	250円/360	1,800円/360	250円/360
一般家庭の 簡易水洗	汲取り量÷360×170円-800円	21	290	301	612	/	/	/	2,000円/回	汲取り量÷360×250円 -1,200円
下水道3年経過		円/360	円/360	円/360	円/360					
一般家庭	360につき170円					3.6	1.5	250円/360	2,000円/回	250円/360
事業所	360につき340円					1.8	1.5	500円/360	1,800円/360	500円/360

※1 Eは、C、Dのうち小さい方の率をAに乘じ端数処理をした手数料

※2 改定手数料は、算定手数料に他市の状況及び他の使用料との関係を勘案して定めた手数料

※3 従量で算定しがたい場合の事例は現在ほとんど無いため現行のとりとする。

ごみ処理手数料



排出量 (kg)

一般廃棄物処理手数料新旧対照表

区分	内容	算定基準及び手数料	改定の内容
一般廃棄物 (し尿及び動物の死体を除く。)	(1) 一般家庭以外の占有者で排出量が、1箇月300キログラム以内のとき。 ただし、一般家庭の廃棄物と併せて排出する占有者は除く。	月額 300円	月額は、変更しない。 300kg以内を 150kg以内とする。
	(2) 占有者の排出量が、1箇月平均300キログラムを超えるととき。	1キログラムにつき 20円	変更しない
	(3) 占有者が、粗大ごみ及び臨時に多量の廃棄物の処理を受けようとするとき。 ただし、粗大ごみの各品目については、市長が別に定める。	1キログラムにつき 20円	20円を 30円とする。
	(4) (1)から(3)の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと認められる場合	1立方メートルにつき 2,000円	変更しない。
し尿	(1) 事業活動及び不特定多数の者が使用する便所その他市長が認める施設から排出される場合	36リットルにつき 170円	170円を 250円とする。
	(2) 簡易水洗便所のある一般家庭又は施設から排出される場合		
	(3) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した建物に居住している一般家庭から排出される場合		
	(4) 下水道法第2条第8号に規定する処理区域であって、同法第9条に基づき公示された下水処理を開始すべき日から3年を経過した区域内の事業活動及び不特定多数の者が使用する便所	36リットルにつき 340円	340円を 500円とする。
動物の死体		1件につき 1,500円	2,200円とする。

おわりに

当検討会は、手数料を検討するに当たり手数料の基礎となる考え方から調査を始め、実際の事務に係る経費より手数料の原価を算定する方法により手数料を検討してきた。

これら原価に基づく手数料算定のアプローチの考え方は、以前よりあったものの本格的に取り組んだことはかつてなかったものと思われる。さらに手数料を決定するに当たり市民への急激な変化の抑制及び他市とのバランス等も配慮してきた。

このように数値的検証とソフト面での検討により当検討会としては、あきる野市の手数料として、現時点での適正な手数料を提言できたと考える。

しかしながら、検討を進めていく段階でいくつかの課題が明確になってきた。

手数料を検討するに当たって、現行の手数料体系を尊重しながら手数料見直しの検討を進めてきたが、特に営業ごみの処理手数料については、「基本的には自己処理が原則であり本来なら処理原価に近い価格を設定すべき。」とする考え方と「営業ごみとしても急激な手数料の改定をすることは望ましくない。」とする意見がある中で、多くの時間を割き検討をしてきた。議論の焦点は、11ページのグラフに示す「現行のごみ処理手数料」と「原価計算に基づいた手数料」の間どのような形で「今回改定しようとする手数料」を設定するかにあった。特に、定額部分の300kgまでを何kgまでに設定するか、従量料金を現行のkg当たり20円とするか処理原価に近い30円とするか、これらの要因を考慮し、いくつもの改定案を検討してきた。また改定に伴う実務面への影響にも配慮を重ね検討してきた。その結果今回提案する結果に落ち着いた。

ごみ処理の議論を掘り下げていくにつれ、個別のごみ排出量の的確な把握まで遡って考えなければならないことも明確になってきた。さらに今後のごみ処理行政を考えると一般家庭ごみの有料化を視野に入れた抜本的見直しの必要性も高まってきているように思われる。

また、手数料全体として、急激な手数料の変化をもたらさないように配慮したため、見直しを行った後でも手数料原価と改定手数料の乖

離が未だ大きいものがあることも現実には発生している。

さらに、限られた時間の中で全体的な検討を進めてきたため詳細な事項について十分な検討ができない部分も生じている。

今回、現時点での適正と思われる手数料を提言したが、常にその時点での適正な料金制度に保っておく必要が今後の課題として残っていると考える。

このようなことを考えると、当検討会としては、行政改革大綱実施計画にも記載されているように今後も定期的に見直しをするシステムを確立していくことが重要と考える。

最後に当検討会としては、プロジェクトチームとしてメンバーの英知を結集して手数料決定のシステムを組み立ててきました。今回の報告書があきる野市の手数料決定に当たり貢献できることを期待します。